

岡 文 振 第 9 3 号  
平成30年 6月 5日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫



財政援助団体監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成29年4、5月実施 財政援助団体監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

注意事項

- 1 通知方法は、eメールでお願いします。
- 2 改善措置状況の通知は、地方自治法第199条第12項の規定により公表されます。
- 3 委員会は、委員長（又は会長）でお願いします。

財政援助団体監査の指摘事項の改善措置状況（平成29年4、5月実施分）

市民生活局スポーツ文化部文化振興課

指摘事項

1 事務処理について

マーチング・イン・オカヤマ実行委員会の事務処理について、一部に改善を要する事項が認められましたので、内容を十分把握の上、必要な是正措置を講じるよう指導してください。

・平成27年度における出納管理について、当団体名義の預金通帳による収入及び支出の管理が一部で実施されていないこと等が認められました。

改善措置状況

- 1 マーチング・イン・オカヤマ実行委員会から、収入管理は、新たに「ゆうちょ銀行」の口座を開設して、振込み実績を残すこととし、全ての収入・支出の管理を明確に致しましたと報告を受けております。